

熊本県立宇土中学校・宇土高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、同年10月に国が「いじめ防止等のための基本方針を」策定した。さらに12月には熊本県が「熊本県いじめ防止基本方針」を策定した。平成28年2月に改訂がなされている。

この宇土中・宇土高校いじめ防止基本方針は、学校が家庭、地域、その他関係者との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員研修の在り方及びいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）のための対策を総合的、かつ、効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止対策協議会の設置

(1) **目的** 学校はいじめに対して組織的に対応するため、「いじめ防止対策協議会」を設置する。

(2) **組織** いじめ防止対策協議会の構成員は次のとおりとする。

校長・スクールカウンセラー・副校長(中・高)・教頭・生徒指導主事(中・高)・高校学年主任(1・2・3年)・中学主任・人権教育主任(中・高)・養護教諭(中・高)・特別支援教育コーディネーター(中・高)

なお、「いじめ防止対策協議会」の下部組織として「いじめ問題対策委員会」を置くものとする。

副校長(中・高)・教頭・生徒指導主事(中・高)・当該学年主任・生徒支援教員・関係職員

(3) **外部との連携** いじめ問題対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

宇城地域人権危機管理連絡協議会(宇土市・宇城市・美里町人権ネットワーク 他)

(4) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条より)

(5) 活動

① 日常的活動

- ・いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握
- ・いじめ防止のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止に係る生徒・保護者・地域への啓発
- ・現状の意見交換、実態把握

② いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの指示
- ・教職員一人一人の役割の明確化
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- ・校長を中心に全員で協同実践

2 いじめの未然防止

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることを前提に、いじめを起こさない学校づくりを進める。また、いじめにつながる人間関係のトラブルを、未然に回避できるようなコミュニケーション能力を高める取組を設ける。

(1) 学校教育活動における取組のポイント

① 授業

- ・教科部会の定期的な実施
- ・研究授業や公開授業、指導員訪問授業による授業力向上 } →わかる授業づくり
- ・教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）
 - 伝える力 生徒にわかりやすい説明や指示、生徒との関係をよくしようとする配慮
 - 受け止める力 受容的な態度や表情、生徒のつぶやきを拾ってあげられる感度のよさ
- ・学習訓練を活用した、規律ある学習集団づくり

② 特別活動－学校行事(中高合同)

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
体 育 祭	<ul style="list-style-type: none"> ・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。 ・達成感や成就感を持たせ、学級や学年 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後や休憩時のようす ・大会当日の応援・待機中のようす ・競技終了時のようす
文 化 祭	<ul style="list-style-type: none"> 全員でその思いを共有させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習や準備中のようす ・発表見学中や休憩時間のようす
生徒会役員選挙	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのない学校づくりの視点で、学校づくりに参画する意識を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙活動時の周りのようす ・掲示物へのいたづらがでないか
卒 業 式	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合ったきた級友への感謝の気持ちを持って式にのぞむようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後のようす ・式中（練習を含む）のようす

③ 特別活動－学級活動

- ・宇土校生として自覚と誇りを深めさせるとともに、集団や社会の一員として「やる気」を持ってよりよい生活を築こうとする自主・自発的態度と積極的实践力を育成する。
- ・望ましい集団生活や体験活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、人間としての生き方について自覚を深め、達成したことに素直に「感動」できる態度を養う。

④ 生徒会活動－委員会活動

- ・いじめなくそう委員会を設置し、生徒が気軽に相談できる体制作りをする。定期的に委員会を開催し、クラスで起きている問題事案を取り上げ、どのような取組をしたら、いじめのない学校となるのかを考える。また、この取組を通して、いじめのない学校づくりができることを期待する。

⑤ 道徳教育

- ・自他の生命や個性を尊重し、感謝と思いやりの心を持つ生徒を育てる。
- ・正しく判断し、判断したことを自主的に誠実にやり遂げる生徒を育てる。
- ・豊かな心を持ち、進んで郷土や社会に貢献しようとする生徒を育てる。

⑥ 人権教育

- ・すべての教育活動を通して、人権尊重の精神と基本的人権を尊重する心を培う。
- ・不合理な部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を目指す生徒の育成に努める。
- ・自他の生命や人格を大切にし、相手の気持ちを考える心、思いやりの心を育てる。
- ・教師自身の人権感覚を高めながら共同実践を行い、人権感覚ある学校づくりを目指す。

⑦ 総合的な学習の時間「宇土未来探究講座」

- ・様々な体験活動や探究活動を通して、「生活の自立」「学習の自立」「精神の自律」を目指す。

⑧ 部活動

- ・部員の団結を強め、部間の融和・連携を図り、部活動組織の一員であることの認識を深める。
- ・豊かな感性を磨く。
- ・活動におけるマナーを習得し、日常生活等に役立てる。

(2) ストレス対処教育の推進

- ・アサーティブな自己表現の方法を学ぶ機会を設ける。
- ・ストレスやストレス反応（心・行動・身体）に上手につきあう方法、つまり、ストレスマネジメントについて学ぶ機会を設ける。
- ・スクールカウンセラーとの面談の機会を設ける。

(3) 保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ対策の取組について、保護者会や学校だより、学級だよりを用いて発信する。
- ・学校 HP に、いじめ防止基本方針を概要版とともに掲載し、周知を図る。
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にする。
- ・「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用 5 か条」の周知を積極的に行うとともに、学校、家庭及び地域での話し合いの場を設ける。
- ・本校生徒会が発信する「スマホの使い方に関する宇土校のルール」の周知を積極的に行うとともに、生徒自らが、情報安全に努めるよう促す。

3 早期発見のための方策

(1) 教職員による観察や情報交換

① 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか
- ・教科書への落書きはないか
- ・グループづくりで避けられていないか
- ・机の周辺や担当箱が乱れていないか
- ・服装（制服のボタンなしや破れなど）や髪が乱れていないか

② 休み時間の観察ポイント

- ・悩んだり怯えているような表情はないか
- ・教室移動時に、一人仲間から離れるなど気になる点はないか

③ その他

- ・生徒と積極的に触れ合うことにより生徒のようすを注意深く観察する。
- ・各学年会において、気になる生徒の情報交換をする。
- ・気になることは、すぐに「いじめ問題対策委員会」に報告するよう習慣づける。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・原則として年2回「いじめアンケート」を実施する。教育相談を実施する月は「いじめアンケート」に生活に関する他の質問を加えた「生活アンケート」を実施する。また、12月には「心のアンケート」を実施する。
- ・每学期1回、担任による教育相談を実施する。

(3) 校内点検の実施

- ・いじめ問題対策委員会による、下足箱や掲示物の点検
- ・学年部による、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

(4) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

(5) いじめ発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用、教職員用） いじめアンケート実施時に配付し点検する。
- ・家庭用 学年・学級懇談会のときに配付する。併せていじめ根絶の重要性と学校の姿勢も啓発する。
- ・いじめの早期発見のためのセルフチェック

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。2 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりしていませんか。3 班にすると、机と机の間にすきまがありませんか。4 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。5 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。6 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残ることはありませんか。7 些細なことで冷やかしをするグループはありませんか。8 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう子はいませんか。9 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。10 特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。 |
|---|

(6) 「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント ～偽装や口封じを見破るために～

- ・当事者間が対等な関係にあるか
- ・一定のルールがあり、役割交代が見られるか
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか

- ・行為の被害者のようすに変化はないか
- ・周囲の生徒に、よそよそしさやしらけた雰囲気を感じられないか

4 いじめ発生時の具体的対応

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織で対応する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、その生徒が抱える課題や悩みを理解しながら、その生徒の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。(いじめの疑いがある事案については、積極的に認知するとともに、適切に対応することを前提とする。)

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめ問題対策委員会へ報告し、組織的な対応を図る。

(2) いじめられた生徒に対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・安心して相談できる場の設定をする。
- ・本人の訴えをアサーティブに受け止める。
- ・いじめ解決の決意を伝達する。
- ・子どもを徹底的に守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し心のケアを行う。
- ・家庭や外部機関等と連携する。

(3) いじめられた子どもの保護者に対して

- ・家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・正確な状況を伝達し、家庭の協力を得る。
- ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通しを伝達する。
- ・指導に関する経過報告を実施する。

(4) いじめた側の子どもに対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・生徒が落ち着いて自分の言動を顧みることのできる場を確保する。
- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・自分の長所を再認識させ、それを生かす生活のあり方を確認する。

(5) いじめた側の保護者に対して

- ・電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして直接事実を伝達する。
- ・複数対応を原則とする。
- ・事実を伝える際は、冷静かつ正確に行う。

- ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ・いじめた側に複数の生徒がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
※いじめた側の保護者の理解が得られず、いじめられた側の保護者との間で解決が図れないばかりでなく、いじめた側どうしの保護者間で別のトラブルになった事例もある。
- ・いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

5 重大事態への対処

次の2つの場合を重大事態と捉える。

- ・いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(1) 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合は、別冊の「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に沿って、対応する。

(以下、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」からの抜粋)

① 重大事態が発生した場合の報告・調査

- ・学校は、教育委員会を通じて知事に報告する。
- ・事実関係を明確にするための調査組織を設置し速やかに調査する。
- ・調査組織は、いじめ防止対策協議会を母体に、必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- ・いじめを受けた疑いのある生徒から聴き取りが可能な場合、十分な聴き取りを行う。
- ・在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法をとる。
- ・特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ・保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- ・県教育委員会は、必要な指導、また、人的措置も含めた支援を実施する。

② 重大事態が発生した場合の留意点

- ・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・自殺という事態が起こった場合、亡くなった生徒の尊厳を保持し遺族の気持ちに十分配慮する。
- ・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- ・予断のない情報発信と個人のプライバシーに配慮する。

(2) 調査結果の提供及び報告

いじめを受けた生徒と保護者に対し情報を適切に提供し、調査結果を県教育委員会を通じて知事に報告する。

6 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドの習得

① カウンセリングマインドとは

カウンセリングで大切にしている基本的な考え方や態度のこと。

具体的には、「生徒を尊重する」、「生徒理解を究める」、「人間関係を重視する」、「生徒を主体にする」、「気持ちを受容しても行為を認めない」のポイントがある。

② カウンセリングマインドをもった教師像

- ・教えるよりも育てることに関心を持つ教師
- ・子どもの感情を大切にする教師
- ・行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教師
- ・子どもから学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教師
- ・一人一人の独自性を大切にする教師
- ・教えること、守らせることをはっきり示せる教師
- ・子どもとの交流を大切にし、親しい関係を豊かに育む教師

③ カウンセリングマインドをもった教育活動の視点

- ・子どもがのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけをおこなっているか
- ・学校で共通理解している授業のルールを徹底し、授業を乱す者に毅然として注意しているか
- ・不完全な解答であっても、その中にある子どものよさを認めるようにしているか
- ・答えにつまづいた子どもの気持ちに寄り添うような援助を行っているか
- ・授業において、子どもをほめたり励ましたりすることを大切にしているか
- ・教室のうしろまでとおる声で授業をしているか
- ・子どもが、自分で考え、答えを見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか
- ・特別活動等を通して、子どもとの関わりを大切にしているか

④ カウンセリングマインドを習得する研修

- ・スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修機会を設ける。
- ・研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。

(2) 関係機関との連携

- ・県警察、地方法務局、弁護士会等と連携し、法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育む教育の充実を図る。

(3) 事例研究

- ① 目的 生徒指導に関する教職員の力量を高め、問題行動の解決に向けた組織的取組を推進する。
- ② 内容
 - ・問題行動の要因や背景を明確にし、子ども理解を深める。
 - ・子どもに対する効果的な指導や援助法を研究する。
 - ・教職員の共通理解を深め、相互連携を強める。
- ③ 手順
 - ア 事例から指導上の課題や問題点を明らかにする。
 - イ 問題解決のための指導仮説を立てる。
 - ウ 指導方法を検討する。
(変化の目標の明確化、行動の変容を援助、実現可能な目標の立案)

7 年間計画

4月	学校基本方針の周知と確認（5月のPTA役員会及び総会での説明）
5月	職員研修（生徒理解）
6月	「いじめアンケート」の実施 「第1回いじめ問題対策委員会」 「第1回いじめ防止対策協議会」 心のきずなを深める月間 いじめ根絶全校集会 人権学習月間
7月	1学期の評価

8月	いじめに関する校内研修（2学期へ向けての改善）
9月	職員研修（生徒理解） 文化祭による「心の教育」
10月	芸術鑑賞等による「心の教育」（平成28年度は6月に実施）
11月	人権学習月間
12月	県「心のアンケート」 「第2回いじめ問題対策委員会」 「第2回いじめ防止対策協議会」 2学期の評価
1月	
2月	「第3回いじめ問題対策委員会」
3月	「第3回いじめ防止対策協議会」 人権学習月間 年間の評価、総括

※心のアンケートは、いじめアンケートの内容を含む。

※いじめ根絶全校集会を除き、各計画の主査は生徒支援教員が務める。

（平成28年3月25日 改訂）